

建設水道常任委員会

平成27年9月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎宮崎 和彦 | ○木澤 正男 | 小林 誠 |
| 中川 靖広 | 小村 尚己 | 井上 卓也 |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 総 務 部 長 | 植村 俊彦 | 都 市 建 設 部 長 | 藤川 岳志 |
| 建 設 課 長 | 本庄 徳光 | 同 課 長 補 佐 | 岡村 智生 |
| 観 光 産 業 課 長 | 井上 貴至 | 同 課 長 補 佐 | 手塚 仁 |
| 都 市 整 備 課 長 | 松岡 洋右 | 同 課 長 補 佐 | 井戸西 豊 |
| 同 課 長 補 佐 | 関口 修 | 上 下 水 道 部 長 | 谷口 裕司 |
| 上 水 道 課 長 補 佐 | 扇田 一弘 | 上 水 道 課 長 補 佐 | 猪川 恭弘 |
| 下 水 道 課 長 | 上田 俊雄 | 同 課 長 補 佐 | 上埜 幸弘 |

3. 会議の書記

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 寺田 良信 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|-------------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 井上委員、木澤委員

委員長

全委員出席されておりますので、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

皆さん、おはようございます。

皆さん方、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

特にこの中でもですね、関東方面から東のほうで大水害が起こりまして、大雨によって、今なお、現在も続いているわけですが、初めての経験ちゅうのか、誰しもがそういうことを考えられなかったことが起こってしまったわけですが、できるだけ早く人命の救助等やっていたいて、できるだけまた、我々としてもできる限りの応援をしていきたいと思っております。早く復旧することを願っておるということでございます。

きょうの継続審査の関係等につきましては、都市基盤整備事業に関することについて、特に今、いかるがパークウェイとか、あるいはまた法隆寺線の関係等についてのことでございます。

また、JR法隆寺駅周辺の整備事業については、皆さん方にはご心配かけておりました、まねき屋さんの跡が、マンション、7階建てのマンションが建設するということが上がってまいりまして、そういう状況でございます。

あと、各課報告事項等につきましては、議案の第42号 平成27年度の斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、あるいは斑鳩町における空家等対策の実施体制について、あとは創業支援事業計画について、前回の委員会でも出てまいりましたように、イノシシの電気柵の関係等について、ゴルフ場の関係等、その関係等についても、また担当か

ら詳しく説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、井上委員、木澤委員のお2人を指名いたします。両委員には、よろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきましては、前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

よろしいですか。ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、②番として、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、こちらも前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

よろしいですか。 木澤委員。

木澤委員　ここで聞くのはふさわしいのか、その他のほうがいいのか。冒頭、町長、まねき屋さんの跡地の関係ですね、7階建てマンションっていうふうにおっしゃったんですけども、これ、高さ制限とかっていうのは、今、規制はどんなふうになっていましたでしょうか。

委員長　松岡都市整備課長。

都市整備課長　敷地の北半分程度は、20メートルの制限というところでございます。

木澤委員　そうすると、7階までいけるということですね。

今、あの近辺で一番高いところって、何階建てでしょう。私、5階建てが最高までかなと思っていたんですけども。わかれば結構ですけども。

都市整備課長　特に今、数字として持っておりませんので、ここでの回答は差し控えさせていただきます。

委員長　ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員　土地の北側だけ、一部20メートル言うたんかな。それで、それならその南側の、土地の南側、何メートルって、1つの敷地の中でちょっと分かれているのかな。

都市整備課長　用途が異なっております。南半分につきましては、第1種住居地域で15メートルの制限でございます。

委員長　よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2番として、各課報告事項についてを議題といたします。

(1)として、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、各課報告事項(1)番、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の7ページをごらんいただきたいと思います。7ページの歳入でございます。

それでは、ご説明を申し上げます。歳入、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 商工費国庫補助金では、地域経済循環創造事業交付金で1,050万円の増額をお願いするものでございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、第6款 商工費、第1項 商工費、第5目 歴史街道ネットワーク事業で、歳入でご説明を申しあげました国の地域経済循環創造事業交付金を活用いたしまして、地域経済の活性化のために、法隆寺駅北口では空きテナントを活用した3区画と、法隆寺近くの空家を活用して7区画の合計10区画で新規起業家の発掘と応援事業として店舗を開設するための初期投資費用について支援することといたしまして、補助金で1,050万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 3店舗と7店舗ですね、区画別で。中身的にはどういったものになる
んでしょうか。

委員長 小城町長。

町長 1つは、法隆寺北口近くに商工会の女性部がアンテナショップを計画
をされております。

あとは、法隆寺の門前の関係等については、いろいろと修復の関係等、
店舗が。

あとはですね、法隆寺の関係等については、今あげております関係の
7店舗というのか、7つというのは、そういう関係で、店舗はパン屋さん
が近々にも開店されるということでございます。

木澤委員 アンテナショップとパン屋さんですかね。あと、ちょっと何か、北口
商店街ということで。今、結構、駅前、シャッター閉まっているところ
多いんですけども、そこに入っただけという状況なんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 北口商店街の空きテナントを活用しながら区画を整理して、新しい、
新規事業者を開拓していくと。それで、また雇用が生まれてくるという
ことでございます。

木澤委員 アンテナショップのほうは、商工会の女性部さん。

副町長 アンテナショップにつきましては、商工会のほうは、商工会の連合会
の補助金をもうて、また別の補助金で、もらって、事業を展開されるも
のでございます。

木澤議員　ごめんなさい、それで、そっちは商工会さんのほうがやって、北口商店街のほうは、主体はどういう感じなのでしょう。

副町長　個人事業者の方が、この国の補助金を活用して、その空きテナントを整備して3区画に分けていくと。それでまた、法隆寺のほうについても、空家を活用して、また7区画を整備して、そこへ新しい、新規事業者を入れていただいて、雇用を生まれると。それで、産業も生まれてくると。こういうことでございます。

委員長　ほか、ございませんか。　小村委員。

小村委員　今、北口商店街の空店舗っていうのは何店舗あるんでしょう。

委員長　藤川都市建設部長。

都市建設部長　すみません、北口商店街の全体の空店舗数は、数はですね、今現在、ちょっと手元にございませんで、申しわけございませんが、改めまして確認をさせていただいて、ご報告をさせていただきます。

小村委員　北口商店街の、今、入る店舗は、業種とかは限定されるんでしょうか。

都市建設部長　この内容につきましては、北口商店街の店舗の中でですね、新しく起業していくということで、一定、特別にですね、これではないとだめやといったことではないんですが、今後、出店をされていく中でですね、また調整をしていただくということになるかと思えます。

小村委員　第二創業の場合は、この新しい、起業するに入るんでしょうか。

都市建設部長　すみません、この新規起業が入られる中で、こういった形で事業されていくか、第二創業も含めてですね。

すみません、ちょっと申しわけない。もとい。

この事業自身は、第二創業といった形での創業ではないんですけども、新規店舗に展開をされる方は、また第二創業は第二創業の補助等ですね、また有効に活用していただけることになる可能性はあると思います。今回の事業自身は、そうではないですけども。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(2)番として、斑鳩町における空家等対策の実施体制について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長 それでは、斑鳩町におきます空家等対策の実施体制について、ご報告させていただきます。資料1をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、空家等を取りまく背景についてであります。近年、地域におけます人口減少や核家族化が進展する中、高齢者向け住宅に移り住まれるケースのほか、居住者が亡くなられたあと、居住されていた住宅を相続人が放置するなどの理由によりまして、居住その他の使用がなされていないことが常態となっている空家などが増加しておりまして、今後さらなる増加が見込まれているところでございます。

中でも、適切な管理が行われていない空家等につきましては、建物の倒壊の危険性や火災の誘発など防災上の問題、ごみの不法投棄、庭木の繁茂などの環境上の問題、また、町並みに対します悪影響など景観上の問題など、多くの分野にわたり問題が生ずる要因となるわけですが、空家等の所有者または管理者の特定が困難な場合もございまして、解決すべき課題が多くありますことから、全国的な問題、課題となっているところでございます。

このようなことから、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進する

ことを目的といたしまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月27日に公布されまして、ことし5月26日に全面施行となったところでございます。

この法律の施行を受けまして、各市町村におきましては、関係部門間の連携のもと、法の実施体制の整備が求められておりますことから、このたび、本町における空家等対策に係る実施体制を、資料の下のほうの表でございしますが、に記載しております図のとおり定めたところでございます。

本町におけます実施体制につきましては、さまざまな空家等に関する相談を、1つの窓口で、いわゆるワンストップで応じることが可能となるよう、総合相談窓口を設置することといたします。この総合相談窓口につきましては、総務課に置くことといたしております。

次に、総合相談窓口におきまして受けた相談につきましては、その相談内容に応じまして、空家等の問題の要因に応じて、部門別に対応を図ることといたしております。具体的には、図にございますように、建物の保安あるいは景観に関する内容につきましては都市整備課におきまして、また、衛生及び生活環境に関する内容につきましては環境対策課におきまして、また、法による一定の要件を満たす特定空家等として勧告の対象となりました空家等につきましては、固定資産税の住宅用地の特例措置が解除されることから、この税制上の措置につきましては税務課で対応を行っていくことといたしているところでございます。

また、空家等に関しましては、建築物の保安や生活環境などさまざまな問題が複合しているケースも想定されますことから、各課で実施いたしました指導状況等につきましては、その記録を、情報を共有し、連携を図りながら空家等の管理の適正化に向けて適切な対応を行っていくことといたしているところでございます。

なお、空家等及びその跡地の活用の促進に関する施策につきましては、引き続き、役場庁内で組織をいたしております空家等対策に係る政策企画調整幹事会議におきまして議論を行いながら検討を進めていくことといたしております。一定のまとまりがついた段階で改めてご報告をさ

せていただきたいというふうに思っております。

以上で、斑鳩町におけます空家等対策の実施体制についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 これからの体制も、一応こういう形でいって、具体的な対応についてもいろいろ検討されていくということですけども、法が施行されてですね、例えば右下の税務課が対応する特定空家等に対する税制上の措置ですね、具体的に言うとどういうことになるのでしょうか。

総務部長 現在、建物が建っている土地につきましては、固定資産税が6分の1に軽減される等の特別措置がされております。空家等として定めまして、その空家の措置を、勧告をした段階で、次の年の固定資産税からその特例措置が受けられなくなるといったこととなりますので、これらに係る相談等につきましては税務課で対応させていただくということでございます。

木澤委員 どういった形でね、勧告になるかっていうのも難しいところではあるかと思うんですけども、言うたら6倍になってしまうということですよ。そうした関係については、町のほうとしても慎重な対応が必要だと思っておりますので、また今後具体化されていく中でも、いろいろ審査とかね、させていただきたいと思っておりますけども、臨む姿勢としては、そういうところも注意していただきたいと思っております。お願いします。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、（３）として、創業支援事業計画（案）について、理事者の報告を求めます。 井上観光産業課長。

観光産業課長 それでは、創業支援事業計画（案）につきまして、ご報告をさせていただきます。

創業支援事業計画については、地域経済の再生のため、地方自治体がエンジンとなり、仕事をつくり、地方からGDPを押し上げようとするものであり、産業競争力強化法に基づき、自治体が、創業に関する目標、支援内容、支援機関についての計画を策定し、国の認定を受けるものでございます。

認定を受けることにより、地方自治体と地域金融機関、商工会等の緊密な連携により創業支援を行うことで、自治体には、民間事業者の事業化に要する初期投資費用に対する経費の一部を助成する地域経済循環創造事業交付金の対象になることや、創業支援事業者には、信用保証の特例などが受けられることができます。

それでは、恐れ入りますけれども、資料２の１ページ、創業支援事業計画（案）をごらんいただけますでしょうか。

本計画は、町が総括的な立場として、認定連携創業支援事業者である斑鳩町商工会を初め、金融機関や経済団体など創業支援事業者と連携を図り、平成２７年１０月から平成３０年９月にかけて、年間目標として、創業支援対象者数３５件に対して創業者数７件とし、創業前から創業後にわたり、創業者の経営方針や経営実態に合わせた支援を行うものであります。

１ページの下半分の全体像にもございますけれども、創業希望者や創業者に対し、町が設けるワンストップ相談窓口の設置により、さまざまな創業支援事業者と連携して、円滑かつ実効的な支援を行ってまいります。

特に、商工会にて、経営、財務、人材育成、販路開拓についての個別相談指導やセミナーを受けることにより、特定創業支援事業を受けた者

となり、株式会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減や創業関連保証枠の拡充など、特例措置がございます。

詳細につきましては、2ページ以降の計画に記載しております。

まず、2ページから5ページには、町が実施する創業支援事業を記載しております。主にワンストップ相談窓口を設けることや特定創業支援事業の証明書を発行することでありまして、総括的な立場で、創業支援事業者と連携し、個別の創業者に応じて柔軟かつ積極的な支援を行ってまいります。

続きまして、6ページから8ページには、商工会が実施する創業支援事業を記載しております。主に経営、財務、人材育成、販路開拓をテーマとしたセミナーや経営指導員による個別相談指導を実施することでありまして、創業を考えている方を掘り起こし、斑鳩オリジナルの悠久の歴史や伝統文化および観光ビジネスを生かした創業の支援を行ってまいります。

以上で、創業支援事業計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 こうした計画もつくってですね、創業を支援していくという取り組みについては、非常にいい取り組みだなというふうに思います。

私も以前に、私より少し若いぐらいの世代の方から、お店出したいねんけどなとかいう話はね、具体的なまだ、ところまでいっていなかったんですけども、そういう話を聞いて、意欲持っておられる方はいらっしゃるというふうに思いますので、やっぱり町や商工会なんかがこうした取り組みをやっていますよっていうのをやっぱり広くお知らせして、窓口、せっかく設置されていますので、そこに来てもらえるようにやっぱりつないでいくっていうことが大事やなというふうに思いますので、ことにつきましてもやっぱり周知をしていただきたいなというふうに思い

ますので、お願いをしておきます。

委員長

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、ほかに理事者側から何か報告しておくことはありませんか。
松岡都市整備課長。

都市整備
課長

その他の報告事項といたしまして、都市整備課から、J R 法隆寺駅南
北自由通路エスカレーターの落書きについて、ご報告をさせていただきます。

去る平成27年8月27日午後6時30分ごろでございますが、J R
法隆寺駅南北自由通路のエスカレーターの保守点検業務を委託しており
ます業者から、南北自由通路北側のエスカレーターの手すりに落書きが
されているとの連絡があり、現場を確認いたしましたところ、左右両側
のラバー製手すりに黒マジックペンと思われるものによる落書きの事実
を確認いたしているところでございます。

この件につきましては、翌8月28日に奈良県警西和警察署に被害届
を提出いたしております、警察の捜査の進捗を見ながら対応を検討し
てまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長

ほかに報告しておくことは。 井上観光産業課長。

観光産業
課長

その他の報告事項として、ゴルフ場における電気柵の安全確認結果に
ついてということで、さきの委員会でご質問がございましたゴルフ場で
の電気柵の安全確認について、法隆寺カントリークラブ、いかるがゴル
フセンターにおいて聞き取り及び現場確認を行いました結果について、
報告をさせていただきます。

まず、法隆寺カントリークラブについてですが、7月19日の電気柵

による感電死傷事故以降、ゴルフ場に設置していた電気柵については撤去したという回答を得ております。

次に、いかるがゴルフセンターの電気柵については、聞き取り及び現地での確認を行いました結果、適正に管理されていることを確認したところでございます。以上でございます。

委員長 ほかに報告することは。 本庄建設課長。

建設課長 そういたしましたら、建設課のほうより、近畿地方整備局大和川河川事務所による大和川遊水地整備に係る環境調査の実施につきまして、ご報告をいたします。

大和川遊水地整備につきましては、平成25年11月に策定されました大和川水系河川整備計画におきまして、総洪水調整容量がおおむね100万立方メートルの遊水地を、中流部の大和川本川沿い30キロから36キロメートルで整備することが示されたところでございます。

今般、この事業の候補となっている区域周辺におきまして、環境調査が実施されますことについて、ご報告をいたします。

本調査は、遊水地事業候補区域周辺の生活環境、自然環境等を把握することを目的としておりまして、騒音や振動、自動車交通量に関する調査、水質・地下水の調査、さらには動植物、景観等に関する調査が行われるものでございます。

調査の実施時期は、本年9月から来年3月までとなっております、この期間において現地に入り調査を実施するというところでございます。本日の委員会での報告の後、地元のほうへの声かけ等を行ってまいりたいと考えております。

以上、大和川遊水地整備に係る環境調査の実施に関する報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 なければ、以上の3つの報告について、何か質疑、意見があればお受けいたします。

よろしいですか。 小林委員。

小林委員 ただいま落書きの報告がありましたけれども、それはですね、この前整備された防犯カメラには写っていなかったのか。それとですね、写っていなかったのかということと、担当課でですね、防犯カメラを活用した前例というか、これまであるのか、ちょっとその点、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 落書きの事件のあった場所につきましては、防犯カメラの撮影範囲外でございます。

また、自由通路の事件に係る防犯カメラの活用等につきましては、今のところ、事例はございません。以上でございます。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 今の質問に関連するねけど、そのエスカレーターの上り下りというのは、駅に対する、まあ言うたら出入り口ですやん。そこが撮影外っていうのは何でやねやろ。一番の、駅に対する入り口違いまんねやろか。

都市整備課長 防犯カメラの設置されている方向の、何て言うんでしょう、計画といたしましては、事件が起きて、その犯行が、どんな経路でもってその人物の移動があったかというところを主にその防犯カメラで確認することが目的とされておりますので、防犯カメラの向きとしましては、自由通路の、何て言うんでしょう、南北の自由通路の南北から、それと、

そのエスカレーターを挟んで下、それぞれ南北の駅前広場を外側に向けて、それぞれの町道に向けての撮影アングルとなっております。

中川委員　それなら、エスカレーターを上りきって、上りきった通路の、自由通路の北からと南からと撮影しているということでええのかな。エスカレーターは写っていないけど。

都市整備　さようでございます。

課長

委員長　ほか、ございませんか。よろしいですか。

(　　な　　し　　)

委員長　以上をもちまして、各課報告事項については終わります。

次に、3番として、その他について、各委員から質疑、ご意見等あればお受けいたします。　木澤委員。

木澤委員　決算委員会でもちょっと聞かせていただいたんですけども、町営駐車場のところにあるバス停ですね、敷地の中に食い込んできていると思うんですけども、決算委員会的时候に確認させていただきますと、登録は奈良交通の所有というふうになっているけども、どういうふうに設置されたかっていうのは、結局問い合わせさせていただいたけどもわからないということですね。

iセンターは、つくったのは県だというふうに思うんですけども、あそこの町営駐車場の整備っていうのは町のほうでされたんでしょうかね。

委員長　藤川都市建設部長。

都市建設　すみません、申しわけございません、今、ご指摘のとおりでございます

部長 す。

木澤委員 私、iセンターの敷地ということで、県に問い合わせたらわかるのかなと思ったんですけども、町が整備したっていうことであつたら、そのときの経緯っていうのはわからないんですかね。

都市建設 そうですね、委員ご指摘いただいておりますようにですね、町の敷地部長でもあるということで、町としてもですね、調査をしてみたんですけども、平成3年に建築されているということで、もう24年になるんですか、その中でですね、ちょっと資料が今のところですね、確認できないといった状況でございます。

木澤委員 そういふことでしたら、もう想像っていうんですかね、でしかもう言えないんですけども、そういう形で、奈良交通が整備したのか、町が整備したのかはわからないんですけども。

都市建設 町が整備したわけではありません。奈良交通が自分の所有ということで、部長 自分で工事をされて、それで占用申請をしているということでございますので、あくまでも奈良交通のものでございます。

木澤委員 奈良交通がつくったっていうのがわかっているんでしたら、それが聞きたかったんで、それやったらそれで結構なんです。

そういう形でできるんだつたら、以前にも質問させていただいたように、町の敷地だったりとか、国に対しても、歩道の中で通行の妨げにならないような歩道を整備していただいて、バス停についても位置づけをすると。それで、奈良交通と協議をする中で、奈良交通のほうで設置をしていただくというようなことが可能じゃないかなというふうに思いますので、言うていましたように、地域公共交通計画で、今後進める中でもですね、国に対しても、今、国道の歩道整備をしていていただいていますけども、その中でやっぱりそういう位置づけをしてほしいという

ことで、町としても声をあげていっていただきたいなというのと、できる限りやっぱりそうした、バス停にベンチと、できれば屋根ですね、を設置して、バスを待たれる方が利用いただけるような体制をとっていただきたいと思いますので、要望しておきます。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 ちょっと関連やねんけどね、イカリトンボさん、今、工場建て替えてはりまっしゃろ、その前にバス停があつて、そのバス停のね、裏側、イカリトンボさん側、東側に、新しい何か、ブロックかレンガ積んであるみたいなの、あれ、バス停ひろがるのかな。そこら、歩道の関係で何も聞いてはらへんの。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、確かに、イカリトンボさん、工事をされておられますけれども、バス停が拡張されるという話は聞いておりません。

委員長 ほか、ございませんか。 中川委員。

中川委員 6月議会の委員会で、部長に、私の意見ですけど、法隆寺線北詰めの交差点、大型を規制かけて、乗用車だけ開通できるようにするのは無理かいうことを質問させていただいて、その後、警察にもそういう意見があるいうことを言うておきますっていう、多分、答弁してくれはってんけど、その後の状況について、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 そうですね、一応、警察の見解といたしましてはですね、やはり交通を進入をさせるということ自身がですね、やっぱり問題ということの見

解となっております、当然、車両の大小もちろんあるんですけども、やっぱり交通量自身はですね、やっぱり普通っていうんですか、大型車以外の交通量がやっぱりほとんどを占めますので、やっぱりそういう交通量を入れるのは、警察としては、他地域での交通安全に問題が出てくる可能性があるといったことで、なかなか了解をしていただけるような状況ではないかというふうに思っております。

中川委員 大小かかわらず、交通量がふえる。それなら、パークウェイがね、完成したら、交通量、開通したらふえますわな。パークウェイの完了後は、渋滞しまへんのか、絶対に。同じ2車線で、右折レーンとかつくるにしても、そないに変わらないのかな思うねけど、その点、警察、どない考えてますねやろ。

委員長 小城町長。

町長 現状を見ますと、今現在は鬼坂のところがもう坂ですから、それを平面にするということですから、渋滞は渋滞としてどうなるのか、新しくできた場合はですね。ただやっぱり一番問題は、やっぱりあの鬼坂、今でもやっぱり信号2回ぐらい変わらんと、左折、右折はできませんし、やっぱりむこうの信貴山線も非常に来ますから、なかなかうまく行けないということで、警察はやっぱりそれが一番心配するわけです。

ただ、我々、知っている方々は、結局昭和団地のほうへ、竜田川を渡ってですね、昭和団地へ抜けたほうが早いやないかという方もおられますけども、現状を考えたら、やっぱりもう今、反対、白紙撤回の関係の方々等を考えたら、静かにしておいたほうが、警察としてはいいと思うわけですけども、やっぱり通行する我々にとっては、早く法隆寺線をあけていただいたらという気持ちはもう十分ありますから、その旨はもう議員さんの皆さん方、いろいろとおっしゃっていただく気持ちは十分わかりますし、できるだけ西和警察等に努力をしながらですね、進めていきたいと思っております。

現状はやっぱり鬼坂の状況等を考えたら、かなりの坂でございますし、あそこでやっぱり排気ガス等、今、そういう車は少なくなりましたけども、やっぱりそういうことを考えますと、やっぱり坂ですから、ぐっとアクセルを踏むちゅうことになってきたら、かなりの関係等ございますから、そこらを十分また西和警察と協議をしながらですね。警察はもう早くと。そうしたら、なんやと、早くやっぱり25号の三室交差点まで早くこのバイパスを供用開始できるようにですね、やっぱり予算等獲得をしながらですね、できるだけ努力をしていきたい。まず、誰に言いましても、やっぱりあそこにある中古車センターの関係等の所有者の方等もやっぱり早く話をつけてですね、できるだけ早くそういう誠意を示していきたいと思っております。

中川委員 やっとね、マンション側と契約できて、あないして協力していただいたのはありがたいんですが、あれ、協力していただいたがために、国道側から入っていた入り口もなくなってしもてますやろ。だから、公民館利用する人にとっては、もう大変不便になっただけ。逆に悪くなっている状態ですわ。

せやから、公民館にどないかあれ、北側から入る方法っていうのは考えられないものですかね、あれ。今、歩行者は、中央公民館入り口ですって看板上げてくれてはるけど、あそこどないかあけられるような環境にはでけへんのかな。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今ご指摘いただいていますようにですね、確かに公民館には国道から直接自動車での進入ができない状況が続いているというところでございます。この件につきましてもですね、当初から西和警察との協議の中で、公民館への進入だけでもできないかといったことは、常々、こっちの思いとしてはですね、伝えさせてはいただいているんですけども、どうしても南側に抜けることができますので、そういった形で、ストレート

には抜けないですけれども、一旦中央公民館に入って、法隆寺線に抜けていって、そういう通過交通がどうしてもやっぱり出てくるといったことを、警察のほうがですね、指摘をされておまして、そういった理由からですね、やっぱり自動車での今の進入はできないといった判断を、今、下されている状況でございます。

中川委員 パークウェイがそれなら完成、三室交差点まで完成しなければもうあけられないという状況やねんね、今のところ。ほかにも方法あるねやったら考えていただきたいんですが、それはそれならそれでちょっと、この場置いておきますわ。

次ね、高塚町営住宅地に地域交流館の建設予定ということで、この委員会で説明してくれはりましたやろ。その後の状況、どないなっていますやろ。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 全体の計画として、地域交流館のお話、もちろん出ておるんですけども、今、町営住宅ですね、町営住宅が1戸残っているということで、その所有者の方とですね、町営住宅、もうかなり古うございますので、耐震の問題等からですね、退去していただけるような形をとっていきたいということで、交渉を今現在続けておまして、まだちょっと結論は出ていないといった状況でございます。

中川委員 それなら本人さん、そのおうちへ帰ってもらう話はずっと続いていますの。

都市建設部長 今日も継続してですね、お話をさせていただいているという状況でございます。

中川委員 進入路がない、水道は、部長は、申請あったらつなげるって言うてく

れてはったけど、進入路がないところへ帰れ言うても、帰れませんやんね。道路の問題は何かこう、新しい案出したって来てはるのかな。

藤川都市建設部長　そうですね、ご指摘いただいていますようなところですね、裏に土地の所有、土地をお持ちですので、その土地をご活用いただける方法であったりですね、あるいは買わせていただくという方法であったりということを示唆させていただいて、何らかの方法ですね、話がついていかないかということで交渉をさせていただいているという状況でございます。

中川委員　それなら、その点についてまた、今後、進捗状況、報告していただきますように。

それと、三代川に変わりますねけど、三代川のね、法隆寺駅の踏切から南側を改修する予定が立ったってというようなことを住民の方がおっしゃっているんですが、そんなことは県のほうから聞いてはりませんの。

委員長　藤川都市建設部長。

都市建設部長　改修する見通しが立ったというよりもですね、今日まで、実態としてなかなか動いていなかったんですけども、そこにはですね、土地の整理の、地籍が混乱しているとか、いろいろな問題がありまして、そういったことをですね、県のほうが事業主体としてJRあるいは法務局等々との調整をされていく中で、一定、その解決方法が見出せたということで、今後、県としても、三代川改修事業を再度、また進めてまいりたいといったことを、今、県は考えているという状況でございます。

中川委員　せやから、地籍が混乱していて手をつけられなかったが、もう手をつけられる状態に整理できたってということで、それなら進める、もう来年度からするとか、そういう具体的な予定は立っていないの。

委員長

小城町長。

町長

今、藤川部長申しているのは、JRの踏切のところでございますけども、ただ問題はやっぱり、この喜多興産の土地がやっぱりなかなかまだ解決しない。それを解決していかなかったら、前へ進んでこない。我々のところも、早く立ち退いたけれども全く進まない。そうしたら、そういう関係のところでは草が生えたり、いろいろと不衛生なところもやっぱり大変なことですし、そういう点で住民の方々はやっぱり、何で早く協力したのに何でできへんのやろうということをおっしゃいますし、そうしたら、やっぱりまだ先のほうも、まだ3軒か4軒ほど残っていますし。

そういうことを考えたら、結局、県がやるって言うても、町が行かなかつたらいけないんです。やっぱり町がその家の所有者に、こういうあれですよ。それで、値段的なものは県がやりますけども、そういう点では、やっぱり先に協力した人と、また今協力される方と、やっぱり値段的にも違いますし、必ず県はおっしゃるのは、路線価でやりますよと、こうなってきますからですね、なかなかそう簡単には解決していかない。

天理斑鳩線でも、現状はやっぱり大変なことで、やっぱりあそこまで来られたわけですけども、やっぱりそういう点を考えますと、県はやりますよと言うたところで、結局その地籍の関係のところだけをやっついこうというだけであって、結局一番肝心の、私はやっぱりその喜多興産の関係のところはやっぱり解決して、あの橋をどうしていくのか。あの我々の前を、もう4メートル50って決まっていますから、その分だけ下げているわけですから、その部分をやっぱり考えたら、早くやっぱり喜多興産からですね、せつかく今、マンションが建っている、昔の阪井パイプのところまではですね、河川改修が来たわけですから、そこから先が、もう20年ぐらいたって来るとは思いますけども、なかなか上がってこないという現状から考えますと、必ず県は言うのが、河川改修は下から上やと言うているわけですよ。そういうことを考えたら、やっぱり下のほうを早く、その県の関係でも、私は、その一番問題になっているのは、当初は6メートルやと言うて喜多興産も納得していたと。そ

れに4メートル50やと。その1メートル50をどうするのかという問題等についてですね、やっぱり早くやっぱりそういう点は努力をして解決をしていただいて、できるだけあの橋の関係も前へ進んでいくような努力をしていかなかったら、ただ、やりますよ、やりますよと。

何でも一緒ですね、富雄川でも一緒なんです。富雄川でも、今、高安西の溢水が起こってから、ずっとあの住民の方々が、雨が降るたびにおっしゃっているんです。それなら、郡山土木へ行かれます。そうしたら、現状から言うたら、今、西安堵の井堰が解決したということで、これからぼちぼちとやりますよと、こうおっしゃるんです。今、県議会の2名の方と自治会から、この郡山土木、県に対する要請をされたらですね、やっぱりやっていますよと、こうおっしゃるんですけども、一体それがどうなっていくのかっていうことがなかなか明確にしてくれない。そこらのところが、我々はやっぱりずっとこれ。

もう天理斑鳩でももう既にですね、30年ぐらいたっておるんです。あれをずっとしていたら、まだ、東洋シールの前でもですね、もう明らかに川がもう、代替できているんです。もう前へ舗装しはったら、もう東洋シールの方がですね、町長、うちの前に車とめられますねんと。そんなん現状から言うたらやっぱりもうちょっと早く、うちはもう昭和何年時分に、古い歩道橋できたときに、もう11メートルバックしているんですよと、会社を。そういうことを考えていただいたら、やっぱりもうちょっとやっぱり努力をしてもらわんと、あそこまでやられたらですね、皆さん方、来はる人は、お客さんは、何であそこ、まだしはらしませんのと、こうなってきますから、そうしたらもう、県は必ず、もう梅雨どきは絶対に工事はかかりませんと。それなら梅雨どきっていつですかと、こう言うたら、いや、もう、6月から9月ぐらいまでと、こうなるんですね。それなら、工事ができないと。そうしたら、これ、いつ工事されますのと、こうなっていくわけですけども、今、三代川の関係等についても、私はやっぱり喜多興産の関係等について、早く話をつけて、そして上流へ上がっていくことをやっぱりしていかなかったら、やっぱりこれはもう県かて4メータ50買っているわけですから、その分につ

いては早くしてもらわんと、我々もかなわんです。結局、生活している者にとったら、あともう4メートル50まで下がっているわけですから、その辺のことを考えたら、もうやっぱり民家の方はやっぱり2軒ほどどこかへ、別のところへ行っていますし、そういうことを考えますと、やっぱりそういう努力をやっぱりしていくことが我々も一番大事だと思っております。

委員長　　今のでちょっと、私、お聞きしたいんですけど、町長言うておられた橋の関係ありますやんか、あれ、多分無許可やと思うんですけど、ああいうのは強制撤去はできないんですかね。　小城町長。

町　長　　私はいつも、県でもどこでも一緒なんですけども、結局そういうことで、届け出した人は必ず年間何ぼていう、3年契約で、この、今、やっておるわけです。届けなかったらもうそのままでもう、放置していたらそのままいくと。そうしたら恐らくこれ、ずっときたらですね、今度、恐らく、その北のほうへ上がっていくところの、やっぱり店舗ありますわね、あの補償もやっぱり必ずそういう点では、私はやっぱりしていかなければいけないと思いますし、それは当然のことであろうと思いますし、やっぱりそういうことがもうずっと永遠にほっているというところに。

だから私はいつも申しあげるのは、高安のところでも、堤防のところに必ず車1台とまっていますわな。そんなのでもやっぱり早く処置をしていくっていうことをしていかなかったら、もうその人の権利みたいになっていくわけですな。それならうちらでも、一応駅前、露天商があつて、車の移動する関係の方がですね、それは移動するねからあれやないかということで、それでも北口にあったそういう関係等についてもやっぱり補償というのか、弁償はしているわけですから、やっぱりそういうことを考えたら、もう少し県も管理というのが行き届いていかなかったら、私はやっぱりこういう大水害が起こったらですね、そのときになったら、何であんなことしていたんと、こう、私はやっぱりなってくると

思うんですけども、やっぱりそういうことを事前に我々としても、県に対して言うていくことがあれですけども、最近どうも私はやっぱり、県は、やったってんねんっていうような気持ちになってきていますからですね、だからそこらのところをもう少し精通してやっぱり県もこういう災害起こったらいかんということを考えたら、やっぱり三代川の改修にしたって、そういう富雄川の改修にしたって、やっぱり早くしていくということをですね、やっていかなかったら。

だから、この決算委員会でも出てくるのは、草刈りでも、県は、当初私が就任したときは3回刈っていたんです。3回刈っていたことは、必ずもう書いているわけです、何月と何月、何月と。そうしたら、しまいになったら、もう予算が削られましてありませんねんと言うて、それで言うたらまた刈るんです。この間の三代川のところでもですね、福德のあの間だけでも、この間刈ったようなやつをまた刈っているんです。まあ、生えてきたからですけど。そういう部分的にするものですから、ほかの方々から、何でこれ、皆さん、一斉に刈ってくれませんか、あるいは浚渫しませんかと、必ずこうおっしゃるわけですよ。そこらのところもやっぱり現場を見ていただいてそういうことをしていかなかったら。

私はやっぱり川を大事にすることによってそういう水害とかそういうものが起こってこないというような感じを持っていますけど、どうもそういう点ではやっぱり、今、県等に対してはですね、私もそれは郡山土木協議会でも必ずもう申しあげるんですけども、やっぱりそういう誠意を示していかなかったら、なかなかうまくいかないと思います。

委員長

今、町長言われたように、ちょっと県のほうのね、動きがかなり悪いと思いますので、町のほうもね、できるだけ言うていただくように。私もところどころ見ていたら、もう県の管理している川の上を駐車場にしている人が結構いますのでね、その辺ちょっとまた、県のほうへ要望していただけたらと。以上で終わります。

ほかにその他について、ございませんか

(な し)

委員長

ほかにはないようですので、継続審査についてお諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、民泊についての視察にご希望をお聞きしていただきましたので、検討の結果、滋賀県日野町を視察先に選ばせていただきました。視察日は、10月19日月曜日に実施したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとっていただきますよう、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件について、全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いた

だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前9時52分 閉会)